

千葉県介護保険福祉用具購入費に係る受領委任払実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）に関し、被保険者が特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）の販売を行った事業者に対し、介護給付費の受領の委任を行う手続（以下「受領委任払」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(対象者)

第3条 受領委任払を利用することができる者は、福祉用具購入費の支給を受けることができる被保険者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第66条第1項又は第2項の規定により、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に支払方法変更の記載を受けていないこと。
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定により、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止られていないこと。
- (3) 法第68条第1項の規定により、被保険者証に保険給付差止の記載を受けていないこと。
- (4) 法第69条第1項の規定により、被保険者証に給付減額等の記載を受けていないこと。

(事業者)

第4条 前条の規定を満たす被保険者がこの要綱に基づく受領を委任することができる者は、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売に係る都道府県、政令指定都市又は中核市から指定された事業者（以下「指定事業者」という。）であって、当該被保険者に法に定める種類の福祉用具を販売する者とする。

- 2 被保険者は、前項の事業者から特定福祉用具を購入した場合に、その福祉用具購入費の受領を当該事業者に委任することができるものとする。

(福祉用具購入費受領に関する委任)

第5条 受領委任払を受けようとする第3条の規定を満たす被保険者が、

介護保険^{居宅介護}
介護予防_{介護予防} 福祉用具購入費請求書【受領委任払用】（別記様式）により、福祉

用具購入費を受領する権限について、前条に規定する指定事業者に委任したときは、当該被保険者が当該指定事業者を支払うべき福祉用具購入に要した費用のうち被保険者に対し支給すべき額の限度において、市長は福祉用具購入費として、当該被保険者に代えて当該指定事業者を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し福祉用具購入費の支給があったものとみなす。

(申請)

第6条 被保険者は、特定福祉用具を購入後、福祉用具購入費の支給を申請するときは、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第

71条第1項及び第90条第1項の規定による申請書（千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号。以下「規則」という。）様式第22号に規定する介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費申請書をいう。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第71条第2項に規定する特定福祉用具の購入に係る自己負担分領収証
 - (2) 省令第71条第2項に規定する特定福祉用具の概要を確認できるパンフレット等
 - (3) 前条第1項に規定する請求書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (支給決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその可否を決定し、その旨を介護保険償還払支給決定通知書（規則様式第21号）又は介護保険償還払不支給決定書（規則様式第21号の2）により当該特定福祉用具を購入した被保険者に通知するものとする。

(受領委任払の中止)

第8条 市長は、第5条の規定により受領の委任を受けた者が、次の各号の要件に該当するときは、受領委任払を中止することができる。

- (1) 受領委任払に係る請求に関し不正があったとき。
- (2) その他受領委任払が適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項に規定する決定を行ったときは、その旨を当該特定福祉用具を購入した被保険者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る福祉用具購入費から適用する。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

居宅介護
介護保険

福祉用具購入費請求書【受領委任払用】
介護予防

年 月 日

あて先)千葉市 区長

請求者	氏名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
	住所	

介護保険法第44条による居宅介護福祉用具購入費又は同法第56条による介護予防福祉用具購入費として次のとおり請求します。

なお、当該給付費の受領については、次の者に委任します。

	金額 (10割)	保険者負担額
1		
2		
3		
合計 (請求金額)		

受任者(特定福祉用具販売事業者)

事業所番号	
事業者の所在地	
事業者の名称	
代表者役職及び氏名	
電話番号	

振込口座	銀行 信用金庫	本店 支店 出張所	口座種目	口座番号
	金融機関コード	支店コード	1. 普通 2. 当座	
	フリガナ			
	口座名義人			